

小豆島町公告第 6 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づき、地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 5 項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 25 日

小豆島町長 大江 正彦

1. 土地の所在

小豆郡小豆島町岩谷字東山

小豆郡小豆島町当浜字中山

2. 筆界案を確認することができる場所

小豆郡小豆島町片城甲 44 番地 95

小豆島町役場 総務課 地籍調査係

3. 筆界案を確認することができる者

当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの者の代理人

4. 筆界案の作成者

小豆島町役場 総務課

5. 閲覧期間

令和 8 年 2 月 25 日（水曜日）から令和 8 年 3 月 17 日（火曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6. 意見の申出

公告期間内に意見を申し出ることができます。公告期間内に意見の申出がないときは、地籍調査作業規程準則第 30 条第 5 項の規定に基づき調査を行います。